				3 月定例教育委員会会議録
開	催生	F月	日	令和6年3月28日(木)
開	催	日	時	午後3時00分
開	催	場	所	別館3階大会議室
出	席	委	員	教育長 江嶋 久典 職務代理者 木下 靖郎 委員 謙本 憲司 委員 古田 嘉寿美 委員 佐々木 美徳 委員 荒川 富士子
出	席	参	与	教育次長高倉保徳教育総務課長瀬口英隆学校教育課長阿部一徳社会教育課長信岡謙介淡窓図書館長穴井健生文化財保護課長吉田博嗣咸宜園教育研究センター長梶原健市博物館長行時志郎兼世界遺産推進室長 スポーツ振興課長梶原秀ー人権・部落差別解消教育課長伊東和史学校給食課長本川 明
書			記	教育総務課 総務企画係 主幹(総括) 渡辺 寛幸
附	議	議	案	議案第8号 日田市教育行政実施方針の策定について 議案第9号 日田市立学校児童生徒通学費補助規程の一部改正に ついて
				議案第10号 一定の公職にある者等からの職務に関する働きかけ についての取扱要綱の一部改正について 議案第11号 日田市フリースクール利用料補助金交付要綱の制定 について
				議案第12号 日田市補助金等交付規則第4条の規定による補助対 象、補助率及び補助金等交付申請の時期を定める告 示の一部改正について
				議案第13号 第2次日田市子ども読書活動推進計画の策定について 議案第14号 第2次日田市文化振興基本計画(第3期計画)の策 定について
				議案第15号 日田市立淡窓図書館の今後の在り方市民検討会議設 置要綱の制定について
				議案第16号 日田市立小鹿田焼陶芸館の設置及び管理に関する条 例施行規則及び豆田まちづくり歴史交流館の設置及 び管理に関する条例施行規則の廃止について

議案第17号	日田市指定文化財の指定解除について
議案第18号	第2期日田市スポーツ推進計画(後期計画)の策定
	について
議案第19号	日田市学校給食費条例施行規則の一部改正について
	日田市学校給食費給付金支給要綱の制定について
	日田市文化財保存活用地域計画(案)について
	令和6年2月期寄附採納について
	令和5年度 月日田市実施分学力調査の結果について
報告第6号	行政職員の人事異動について

教 育 長

ただいまから3月定例教育委員会を開催いたします。

初めに、2月定例教育委員会の議事録の確認でございますが、 変更はありませんか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ご了解いただけましたら、本会議終了後に署名をお願いいたします。

続きまして、教育長の一般報告につきましては、お手元に配付 しております資料により報告とさせていただきます。

それでは早速議事に入りたいと思います。

議案第8号について説明をお願いします。

教育総務課長

議案集Ⅰページをお願いいたします。

議案第8号 日田市教育行政実施方針の策定についてでございます。

本案は、教育基本法第 I 7条第 2 項の規定に基づき、本計画を 定めるもので、現在の計画が令和 5 年度で計画期間を満了します ことから、次期計画期間として、令和 6 年度から令和 9 年度まで の 4 年間を計画期間として定めるものでございます。

次期教育行政実施方針につきましては、定例教育委員会においてご協議をさせていただき、教育委員の皆様方のご意見を踏まえて修正を加えた後、2月7日から3月8日までの間、パブリックコメントを実施いたしました。その結果、2名の方から2件のご意見をいただいたところでございます。

パブリックコメントについては、別冊 I - 3 で、意見の概要、 意見に対する市の考え方をまとめた資料でご説明をいたします。

まず、No. I のご意見は、社会教育の充実の取組として、早急に地区公民館の I C T環境を整備してほしいという内容でございます。市の考え方としましては、市民が気軽に利用できる公衆無線 L A N環境の整備を検討していくことを回答したいと考えております。

次にNo.2のご意見は、不登校対策等の充実強化の取組として、フリースクールの利用料の補助等の具体的な取組を行う考えがないかというご意見でございますが、市の考え方といたしましては、令和6年度からフリースクールに通う児童生徒の保護者に対し利用料の補助を行う予定であること、また、教育センターにおいてオンラインによる相談などの取組も実施する予定であることなど、関係機関や団体等と連携を強化し、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実に取り組む旨を回答したいと考えております。

したがいまして、パブリックコメントにおけるご意見について

は、市における取組の具体的な内容についての考え方をお示しした上で、実施方針案の記載内容については修正を行わないことに しております。

パブリックコメントの結果につきましては、本日の定例教育委員会で実施方針案のご議決をいただいた後、ホームページに掲載する予定でございます。

議案第8号については以上でございます。

教 育 長

ただいま説明のありました議案第8号につきまして、ご質疑等 ございませんでしょうか。

諌 本 委 員

パブリックコメントの一つ目ですけれども、肯定的というか前 向きな回答がされているとは思います。

ただ、少し気になったのは、「今後、市民の身近な公共施設である公民館で、どのような活用方法があるのかなど、市民が気軽に利用できる公衆無線LANの整備について検討してまいります」という言葉なのですが、「どのような活用方法があるのかなど」と入れると、何かすごくスピード感がないというか、当たり前のことなので、この言葉は削った方が「検討してくれるんだな」ということが分かるのではないかなと思ったのですけれどもいかがでしょうか。

社会教育課長

現状から申し上げますと、各地区公民館では、スマホ教室やパソコン教室などを実施しており、その環境として、事務室にありますWi-Fiのアクセスポイントを設けて教室等を実施しているところでございます。

ただ、フリーWi-Fiとして、市民が誰でも活用できる環境も必要かと思っております。現在、小野公民館、五和公民館、中津江公民館において、どういった活用方法があるのかということについて、令和5年度から実証実験を進めているところでございます。

環境を整えた中で、スマホ教室などを実施する際に通信速度を 気にせず利用できるとか、あるいは今、ユーチューブでいろんな 体操の動画を見ながら高齢者の方の教室なども行われているよう ですので、そういった活用の方法なども検証しながら、各地区公 民館も整備したいと考えております。

教 育 長

今のご質問は、ICT環境の早急な整備ということで意見が出 されているので、それに対しては環境の整備ということで回答す ればすっきりするのではないかということだったと思います。そこに「活用方法を検討している」と入れることがどう結びついているのかというのはもう少し説明していただけると。

活用方法を見ながら環境整備をしていこうと思っているのか、 あるいは環境を整備して、活用方法をどんどん検討してもらおう としているのか、そういうお尋ねだと思います。

社会教育課長

教育行政実施方針には地区公民館のICT環境の整備に努めることも書いておりますので、市の考え方として「活用方法を検討する」という部分は削除して、「公共無線LANの整備について進めてまいります」という内容に変更したいと考えます。

教 育 長

諫本委員からのご意見を反映させて、書き方を少し変更するということでよろしいですか。諫本委員いかがですか。

諫 本 委 員 |

最後が「検討してまいります」という言葉で終わっているので、この検討の中には当然、活用法などいろいろなことを検討した中で整備を進めていきたいという思いが読み取れます。

「検討」の前に「活用方法があるのか」などと書いていると、 何か2段構えされているような印象があったものですから、少し 意見を言わせていただきました。よろしくお願いします。

教 育 長

そのほか、ご質疑はございませんでしょうか。

それでは、採決に移りたいと思います。

議案第8号につきましては、先ほど諌本委員からのご意見を踏まえた上で、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)

議案第8号 日田市教育行政実施方針の策定については、一部 意見を加えて原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号について説明をお願いします。

教育総務課長

議案第9号 日田市学校児童生徒通学費補助規程の一部改正についてでございます。

議案集は2ページから7ページになります。6ページの概要でご説明させていただきます。

I、改正の理由についてでございますが、通学費補助金の対象となる補助対象者に関する規定について、所要の整理を行うものでございます。

2、改正の内容でございますが、補助対象者を規定する条文に

ついて、第2条第 | 項の表中の号に対応するよう整理するものでございます。

3、改正の原因についてでございますが、令和2年3月に本規程の表の一部改正を行った際にずれが生じたものでございます。

施行日は、教育委員会において本議案の議決をいただいた日が 示達の日、公布の日となります。

議案第9号については以上でございます。

教 育 長

ただいま説明のありました議案第9号につきまして、ご質疑等 はございますでしょうか。ないようですので、採決に移ります。

議案第9号につきましては、原案のとおり可決してよろしいで しょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

議案第9号 日田市立学校児童生徒通学費補助規程の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について説明をお願いします。

教育総務課長

議案第 I 0号 一定の公職にある者などからの職務に関する働きかけについての取扱要綱の一部改正についてでございます。

議案集は8ページから9ページになります。9ページの概要で ご説明いたします。

- I、議案提出の理由についてでございますが、市の組織機構の 見直しに伴い、所要の措置を講ずるものでございます。
- 2、改正の内容でございます。組織機構の見直しに伴い、記録 票の提出先を総務部総務課長から総務企画部総務課長に改めるも のでございます。
- 3、組織機構の見直しの内容についてでございますが、(I)の見直しによりまして、①総務部は総務企画部へ、②企画振興部は地域振興部へ変更するものでございます。

次に(2)の見直しに伴う業務の移管についてでございますが、総務、財務、企画部門を一元管理するために再編を行いまして、① 企画振興部から総務企画部へ移管した業務につきましては、市政の総合企画及び政策に関すること、広報広聴に関すること、電子計算、情報システム及び統計に関すること、情報通信基盤に関すること、デジタル化の推進に関することでございます。

また、企画振興部を地域振興対策に特化したものに再編を行いまして、企画振興部から商工観光部に移管した業務につきましては、移住促進に関すること、市の認知度及び好感度の向上に関することでございます。

次に(3)教育委員会関係につきましては、観光、まちづくり及び

地域振興などの行政分野と総合的一体的な取組を可能とするため、小鹿田焼陶芸館及び豆田まちづくり歴史交流館の施設管理を 教育庁文化財保護課から商工観光部観光課へ移管するものでございます。

施行日は、令和6年4月1日でございます。なお、参考としまして、本日お配りした日田市教育委員会会議議案集(追加)の8ページから9ページに、令和5年度及び令和6年度の行政組織図を掲載しております。

議案第10号については以上でございます。

教 育 長

ただいま説明のありました議案第IO号につきまして、ご質疑 等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは採決に移ります。

議案第10号につきましては、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

議案第 I O号 一定の公職にある者等からの職務に関する働きかけについての取扱要綱の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に議案第11号について説明をお願いします。

学校教育課長

議案第 I I 号 日田市フリースクール利用料補助金交付要綱の制定についてでございます。

議案集は10ページから24ページになります。

資料が多いため23ページの概要を用いて説明させていただき ます。

1、議案提出の理由についてでございますが、不登校児童生徒が学校以外の場で教育を受ける機会を確保することにより、社会的自立を図るため、フリースクールの利用料に対する補助を行うに当たり、所要の事項を定めるものでございます。

制定に至った経緯を「2」に記載しておりますが、近年、全国的に学びの場や居場所としてフリースクールを利用する不登校児童生徒が増えており、日田市においてもそのような場の確保が必要と考えておりました。そうした中、令和5年 I 0月にボランティア団体として活動するフリースクール朝日から、日田市長に対しフリースクールの運営及び活動に対する補助事業の新設に関する要望がありましたことを契機に、市長部局とも協議し、市教育委員会として、フリースクールに通う児童生徒の保護者に対してフリースクールの利用料補助を実施することとなったものでございます。

要綱の内容を「3」にまとめておりますが、まず、補助の対象者につきましては、日田市立小中学校に在籍し、かつ市内に住所を有する児童生徒の保護者で、記載しております五つの要件全てを満たす方としております。

簡潔に申し上げますと、日田市教育委員会が認めた施設、ここでは認定施設という言葉を使用しておりますが、この施設に通う意思のある児童生徒の保護者が対象ということになります。

なお、要件の④市税の滞納がないことや、⑤補助対象経費の補助を別の団体等から受けていない保護者という要件は、公費を支出する上で定めさせていただいている要件となります。

24ページをお願いいたします。

(3)認定施設の基準です。先ほど補助対象者の説明の際にも出てきました認定施設の要件になりますが、記載の六つの要件全てを満たす施設としております。

まず①は、確かな活動実績があることの要件でございます。②は通所利用を原則としており、平日の日中に受入れができることでございます。これは、今回私どもが想定するフリースクールの定義として、不登校児童生徒の居場所であることを重要視したものでございまして、例えば、家庭にずっといる状況の中で、オンラインのみで他者との関わりがないとか、放課後の時間のみの利用で塾とあまり変わりがないなどの利用形態につきましては、今回の利用料補助の対象にならないということになります。

③と④につきましては、利用児童生徒の在籍する学校や市教委との連携が十分に取れ、指導要録上の出席扱いとできる条件が備わっていること、⑤につきましては個人情報の保護が十分になされること、⑥は公費での補助を行う上で設定させていただいている要件となります。

これらの要件を満たす施設であれば、例えば日田市外にある施設であっても、そこに通う児童生徒の保護者は補助を受けることが可能ということになります。

(2)に戻っていただきまして、補助対象経費につきましては、表に記載のとおり、利用料として月額で納める経費を想定しており、入会金や活動ごとに係る実費負担分などは対象外としております。

補助率は対象経費の2分の | で、生活保護世帯は | 0分の | 0 としておりますが、補助限度額を月額 | 万円としておりますため、例えば、利用料が月額2万5,000円であれば、上限の | 万円が補助されますが、利用料が | 万5,000円の場合は、その2分の | の7,500円が補助されることになります。 施行日は、令和6年4月1日からでございます。 私からは以上でございます。

教 育 長

ただいま説明のありました議案第11号につきまして、ご質疑 等ございませんでしょうか。

佐々木委員

フリースクールの認定施設ですが、かなりハードルが高いと思うのですけれども、活動を行う施設の中に何らかの資格を持っている人が要るのか、また、今のところ申請しようという問合せなどがあるのかをお聞きしたいです。

学校教育課長

認定施設の要件は設定しておりますが、そこの職員について は、資格等に関して特に定めているものはございません。

それから現在のところはございませんが、今後、フリースクールとして認定してほしいという申し出があれば、相談に乗っていきたいと考えているところです。

荒 川 委 員

質問が二つあります。まず、認定フリースクールは今のところ、日田市に何か所ありますか。

それから、認定スクールに支払う個人の授業料が平均してどの くらいなのかを知りたいです。

この事業は、すごく大きい前進だと思います。以前、日田市の小中学校の不登校児は I 6 0 人ぐらいいると伺いました。別冊 I - 2 に記載されている太枠部分には、関連機関とつながりがない子どもが55%くらいいるということなので、こういう動きが出たということは喜ばしいことだと思います。

今後、こういったフリースクールが増えてほしいです。

学校教育課長

現在、日田市で把握しております認定基準を満たすフリースクールは、一つです。この施設は、ボランティア団体として活動 実績が十分ある施設でございまして、今後こういった施設が増えていくのかは、まだ始まったばかりですので見えない部分であります。

それから平均の徴収月額についてですが、今年度までボランティアとして行っておりましたので、新しく来年度から月額を徴収するということで、現在、指導者とも話をしているところでございます。これについては、未定の状況でございます。

木下委員

補助金の交付方法についてお尋ねします。

I 2ページの第9条第2項では、請求については4か月ごとに 行うということになっていますが、補助金も4か月ごとにまとめ て支払が行われるのでしょうか。

学校教育課長

補助金の保護者への支払につきましては、原則として年間3回 に分け、保護者の請求によって支払う予定としております。

木下委員

教育委員会は交付決定者の申し出により、直接、認定施設に補助金を支払うことができるということですが、こちらも年3回の 支払ということですか。

学校教育課長

負担を減らすための条件でございまして、今のところ、年間3 回の支払で考えております。

木 下 委 員

補助金を受ける側にとりましては支払う負担が軽減されるメリットがある訳ですけれども、認定施設については年3回の支払となりますと運営に支障が出るような気もするのですけれども、その辺りについては、申請があった際に認定施設の意思確認も必要ではないかと思います。

学校教育課長

要綱の運用については、規定として設けておりますが、今後、 状況によっては見直し等、必要な場合に応じて柔軟に対応してい きたいと考えております。

木下委員

それともう一点、質問ですが、認定施設へ直接、補助金を交付する際、その請求については、まず保護者から請求を受けて支払うという流れになるのですか。

学校教育課長

保護者が支払った分が、認定施設でこれだけのお金が必要だったということなので、原則、保護者からの請求と考えております。

木 下 委 員

そうすると、申し出を行って直接支払いになったものの、その 後、その保護者から請求がないということも起こり得るのではな いかと思いますので、もし、直接支払の場合は、むしろ認定施設 の方から請求をいただく形の方がよろしいのではないかと思いま した。

学校教育課長

実は協議の中で、そういった話も出ておりました。フリース

クールに通う児童生徒がどれだけいるのか、日数等も含め不確定な部分もあります。また、先ほど荒川委員のご質問にもありましたとおり、4月から行っていこうとしているフリースクールの徴収金額や徴収方法もまだ決まっていないなど、未定の部分が多くございます。

その中で基準を作成しておりますことから、今のご意見も参考にしながら、利用者にとって負担にならないよう、それから施設にとってもメリットがあるような支払方法等を検討してまいりたいと思います。

教 育 長

では、第9条第5項に関することについては、この後の協議で 少し柔軟に対応していくということでよろしいですね。

そのほかございますでしょうか。

古田委員

先ほどの日田市教育行政実施方針のパブリックコメントの意見に「全国的に不登校の生徒が増加傾向にある」という文章があったのですけれど、その中に「フリースクールの利用料は月に3万円を超えるそうです」とあります。

私は日田のフリースクールも3万円するんだと思ったのですが、これは県外の例を取り上げたということですよね。その意見に対する市の考え方に、現状はボランティアの方々が活動されていることとか書いてはどうかなと思いました。

ホームページのQ&Aというのはすごく使われていますが、パブリックコメントも同じような使われ方をしていると思います。 あまり知らない人がこれを見ただけだと通常が3万円と思ってしまうかもしれません。少し前に戻ってしまいますが、今聞いたらボランティアだったんだと私は勉強になったので、そういった一文を加えてみてはどうかなと思いました。

教 育 長

議案第8号の教育行政実施方針に関することになりますので、 古田委員のご意見として承っておくということでよろしいです か。

古田委員

はい、結構です。

教育総務課長

ご意見をいただきました件につきまして、今回の教育行政実施 方針の回答といたしましては、このままの形にさせていただきた いというのが I 点と、フリースクールに関して市民に周知する際 にどう対応していくのかという部分については、フリースクール の補助等に関して、市のホームページなどのQ&Aの中で、具体 的な内容が分かるよう記載できればと考えます。

教育 長

古田委員、よろしいですか。

では、Q&Aで具体的に対応ということでお願いします。

議案第11号につきまして、そのほか何かご質疑等ありますで しょうか。

では、採決に移りたいと思います。

議案第11号につきましては、ご意見のあった点を反映するということで、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、議案第 I I 号 日田市フリースクール利用料補助金 交付要綱の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号について説明をお願いします。

学校教育課長

議案第 I 2号 日田市補助金等交付規則第 4条の規定による補助対象、補助率及び補助金等交付申請の時期を定める告示の一部改正についてでございます。

議案集は25ページから26ページになります。

改正の理由でございますが、26ページの表の右側にある改正 前の欄に黒い太枠で囲まれている項目をご覧ください。

ひた科学の遊び・実験フェスタ補助金でございますが、この補助金を財源として毎年開催しておりましたひた科学の遊び・実験フェスタにつきまして、その目的は児童生徒の科学への興味、関心を育むことでございました。

この目的と同じような内容の事業として、科学実験にチャレンジ事業という博物館の事業がございますことから、令和6年度からは二つの事業を統合した取組として見直すこととなり、ひた科学の遊び・実験フェスタ補助金につきましては、今年度で終了することとなり、該当の項目を削除するものでございます。

この告示につきましては、令和6年4月 | 日から施行でございます。私からは以上でございます。

教 育 長

ただいま説明のありました議案第 I 2号につきまして、ご質疑等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第 | 2号につきまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

議案第 | 2号 日田市補助金等交付規則第 4条の規定による補助対象、補助率及び補助金等交付申請の時期を定める告示の一部

改正については、原案のとおり可決されました。

議案第13号について説明をお願いします。

社会教育課長

議案第 | 3号 第 2次日田市子ども読書活動推進計画の策定についてでございます。

議案集は27ページ、配付資料は別冊2になります。

本案は、子どもの読書活動の推進に関する施策として、子ども の読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき、本 計画を策定するものでございます。

計画の期間は、令和6年度から令和10年度でございます。

推進計画の内容でございますが、2月の定例教育委員会の際に ご説明申し上げたとおり、令和5年3月に改定されました国の推 進計画を参考に、日田市子ども読書活動推進計画の見直しを行っ たところでございます。

策定に当たりましては、2月26日から3月26日までの I か月間パブリックコメントを行い、広く意見を募集いたしましたが、期間内に意見の提出はございませんでした。

また、3月27日に日田市子ども読書活動推進計画策定委員会 を開催し、公用文の書き方に準じて、送り仮名などの誤字等の修 正を行い、最終確認を行ったところでございます。

以上でございます。

教 育 長

ただいま説明がありました議案第13号について、ご質疑等ご ざいませんでしょうか。

荒 川 委 員

この議案に対する質問かどうか分からないのですが、今、光岡小学校では読み聞かせボランティアが25年くらい続いていて、朝の始業から10分くらい、私たちが行かせていただいていたのですが、学校の関係で、午後から来てくださいというご意見が急にありまして、ボランティアは30人くらいいるのですけれど、ほとんど行けないという状況が発生してしまいました。

私たちボランティア団体の中では、学校に行って喜ばれること をさせていただいているつもりだったのですが、歓迎されていな いのかなという気もしました。

子どもの笑顔を見ることで、フレッシュな、元気をいただくことがうれしかったのですが、木曜日の I 時半からにしてくださいというご提案で、他の小学校と連携がないような感じもあるんです。日隈小学校や咸宜小学校なども行かせていただいたのですが、学校間で、ボランティア活動の情報共有をしてもらっている

のか、こういった活動は維持していきたいと思っているのです が、その辺はどのようにお考えでしょうか。

社会教育課長

読み聞かせの重要性や大切さ、非常に助かっているところでございます。ただ、学校とのスケジュール調整といった課題だと思っておりますので、学校とも協議を進めながら実施したいと思います。できるだけ両者にとってウィンウィンになるようにしていければと考えています。

学校教育課長

学校の立場と言いますか、説明となりますが、学校も働き方改革によって、自由に使える時間等を朝の活動から昼に移動するという工夫もしているところでございます。

先ほど社会教育課長が申し上げたとおり、学校とも自由に使える時間の調整等については、今後も検討してまいりたいと思っております。

荒 川 委 員

学校からもそのようなご説明をいただきました。働き方改革に よって午後の時間しかとれないと。

ただ、それがいきなりだったんですよ。急に4月からはこうしてくださいということだったので、上手に市民を活用する方法を考えていただけたらありがたいなと思っています。

教 育 長

ご意見として承るということでよろしいですか。そのほかよろ しいでしょうか。それでは、採決に移りたいと思います。

議案第 I 3号 第 2 次日田市子ども読書活動推進計画の策定について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、議案第 I 3号につきましては原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号について説明をお願いします。

社会教育課長

議案第 | 4号 第 2 次日田市文化振興基本計画の策定についてでございます。

議案集は28ページ、配付資料は別冊3になります。

本案は、令和2年度に策定された日田市文化振興基本計画の計 画期間が令和5年度で最終年度となりますことから、令和6年度 からを計画期間といたします第3期の計画を策定するものでござ います。

計画期間は、令和6年度から令和9年度までの4か年でござい

ます。

基本計画の内容につきましては、 I 2月の定例教育委員会の際にご説明申し上げたところでございます。策定に当たりまして、 I 月に日田市文化振興会議に諮問いたしまして、内容について検討をいただき、 2月7日から3月8日までの約 I か月間、パブリックコメントを行いましたが、期間内に意見の提出はございませんでした。

このことを受け、3月21日に文化振興会議を開催し、記載内容の一部修正を行い、答申をいただいたところでございます。修正内容につきましては、別冊3-2をご覧ください。

I点目が、9ページの本文中、日田市文化財保存活用地域計画 の策定経過等について文言整理を行い、内容をより分かりやすい ようにいたしました。

2点目が、I4ページからI5ページまでのSDGsの表中に記載した施策区分の見出しが、片仮名のア、イ、ウ、エ、オの表記であったのを、読み取りやすくするために記号のダイヤマークに変更したところでございます。

3点目が、 I 7ページの表中、施策名等ですが、令和6年度から史跡咸宜園跡保存活用計画に基づき実施されるため、計画名を変更したところでございます。

答申の内容といたしましては、様々な文化芸術において、コロナ禍での活動制限や自粛によって活動者の減少や意欲低下、継承者不足が深刻化しておりますことから、継続した支援と継承者の育成に努めることと意見が付され、適当であるとの答申をいただいたところでございます。

以上でございます。

教 育 長

ただいま説明のありました議案第14号につきまして、ご質疑等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは採決に移ります。

議案第14号につきましては、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、議案第 | 4号 第 2 次日田市文化振興基本計画第 3 期計画の策定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第15号について説明をお願いします。

淡窓図書館長

議案集の29ページから、議案第15号 日田市立淡窓図書館の今後の在り方市民検討会議設置要綱の制定についてでございます。

本議案は、令和6年度に予定しております淡窓図書館の今後の 在り方の検討を行うために設置する市民検討会議に関する内容で ございます。

事業の内容につきましては、当初予算議案の説明の際に内容を 少し説明させていただいたところでございます。本日は3 | ペー ジの概要により説明をさせていただきます。

I、制定の理由としまして、淡窓図書館の今後の在り方について検討することを目的に、市民検討会議を設置するに当たり、所要の事項を定めるものでございます。

2、会議設置の理由としまして、図書館は、平成元年に開館後 34年が経過し、施設設備が老朽化していること、また、近年、 利用者ニーズも多様化しており、新たな機能の充実や快適な利用 環境など、その対応が求められております。

このため、地域の情報拠点施設としてふさわしい、また、より 多くの市民に利用していただく図書館を目指すため、関係者や市 民等を交えた検討を行う会議を設置することとしたものでござい ます。

3、市民検討会議としまして、市民検討会議の委員は、有識者や教育関係者、市民など I 4名以内で組織し、任期は2年としております。委員候補者の案としまして、(2)記載の区分により、有識者2名、学校教育関係者2名、社会教育、家庭教育、幼児教育の関係者がそれぞれ I 名、福祉関係者2名、そして利用者代表4名とし、教育委員会 I 名としております。教育関係者につきましては、社会教育、家庭教育、学校教育を含めまして、実務者レベル、また福祉関係者については当事者などを予定しております。

4、会議の開催でございます。先進地視察2か所を含めて年間3回程度会議を予定し、あわせて小中学生や高校生までを含めた子どもアンケート調査の実施を予定しております。

5、施行日でございますが、令和6年4月1日でございます。 議案第15号につきましては、以上でございます。

教育 長

議案第15号につきまして、ご質疑等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第 | 5号につきまして、原案のとおり可決してよるしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

議案第 I 5号 日田市立淡窓図書館の今後の在り方市民検討会 議設置要綱の制定については可決されました。

それでは議案第16号について説明をお願いいたします。

文化財保護課長

議案第 | 6号 日田市立小鹿田焼陶芸館の設置及び管理に関する条例施行規則及び豆田まちづくり歴史交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止についてご説明いたします。

議案集は32ページから34ページとなります。

33ページの議案の概要をご覧ください。

一つ目の議案提出の理由についてでございますが、日田市立小 鹿田焼陶芸館及び豆田まちづくり歴史交流館につきましては、施 設の所管を市長部局に移管することに伴い、関係規則を廃止する ものでございます。

二つ目の移管施設の概要につきましては、33ページには日田 市立小鹿田焼陶芸館を、次の34ページには豆田まちづくり歴史 交流館の概要を記載させていただいております。

三つ目の施行日につきましては、令和6年4月 | 日からでございます。

私からの説明は以上でございます。

教 育 長

ただいま説明のありました議案第16号について、ご質疑等ご ざいますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第 | 6号につきましては、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

議案第 | 6号 日田市立小鹿田焼陶芸館の設置及び管理に関する条例施行規則及び豆田まちづくり歴史交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止については、原案のとおり可決されました。

議案第17号について説明をお願いします。

文化財保護課長

議案第 | 7号 日田市指定文化財の指定解除についてご説明いたします。議案集は35ページから38ページとなります。

初めに35ページでございますが、今回、有形民俗文化財及び 天然記念物各 | 件の市指定文化財について、指定解除を行うもの でございます。

36ページの概要でございますが、一つ目は根拠法令についてでございます。本件の指定解除を行うに当たりましては、日田市文化財保護条例第27条、第35条が根拠となります。

次に、二つ目の指定を解除する文化財の概要についてでござい ます

I件目の市指定有形民俗文化財「精米用箱水車」につきましては、明治時代中期に製作された水車で、所在地は小野地区でございます。37ページの下段に写真がございますのでご覧くださ

い。 | 番左の被災前という写真をご覧いただきたいと思います。

形態は、軸となる棒の両端に水受けの箱が付けられ、川の水を引き込み、溜まった水の重さにより回転することで動力を起こします。箱を用いることから水車の祖型と考えられています。

解除の理由につきましては、平成29年7月九州北部豪雨により、箱水車の内部の一部が流出しておりましたが、その後、使用できない状態が続き、令和5年の大雨で更に被害が拡大したことで、所有者から滅失届が提出されたものでございます。

次に、37ページの上段にございます2件目の市指定天然記念物「クスの木」でございます。クスの木は、上津江町川原地区のお寺の境内に所在する樹木でございましたが、令和5年3月に管理の一環でクスの木の根本にある八重桜を伐採する予定としたところ、寺院関係者から業者への依頼ミスにより、クスの木についても根本から誤って伐採したものでございます。このことを受けて、管理者となる住職から本件の顛末について書面の提出をいただくとともに、あわせて滅失届が提出されました。

38ページをご覧いただきたいと思います。

クスの木につきましては、伐採前と伐採後の写真を掲載しておりますが、左側の伐採前の写真中央に大きく空に向かって伸びているものがクスの木でございましたが、その右手前にある少し背の低い八重桜を本来切る予定であったと寺院関係者が話しております。それを誤って二つとも切ってしまったということでございました。

以上2件の指定解除につきましては、日田市文化財保護審議会 に諮問を行い、令和6年3月12日に2件ともに解除することが 適当である旨の答申をいただいたところでございます。

私からの説明は以上でございます。

教 育 長

ただいま説明のありました議案第17号につきまして、ご質疑 等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第 | 7号につきまして、原案のとおり可決してよるしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

議案第 | 7号 日田市指定文化財の指定解除については原案のとおり可決されました。

続きまして議案第18号について説明をお願いします。

スポーツ振興課長

議案第 I 8号 第 2 期日田市スポーツ推進計画後期計画の策定 についてご説明いたします。議案集の 3 9 ページをお願いいたし ます。

本計画は、スポーツ推進に関する施策として、スポーツ基本法 第10条第1項の規定に基づき、策定するものでございます。

別冊4-3、意見の概要及び意見に対する市の考え方の資料を お願いいたします。

本計画を策定するに当たり、2月7日から約 | か月、パブリックコメントを実施いたしました。いただいたご意見のうち、同じ趣旨のご意見を集約したところ、5件22名の方からご意見をいただいたところでございます。

No. I につきましては、スポーツ実施率の向上ということで、小中高校の学校部活動の現状に対する分析や今後の課題に関する言及が少ない、それから、中学校運動部活動については雑な印象を受けたというご意見を受けたところでございます。

このご意見につきましては、下記の内容で記述を追加するということで、計画に反映することとしております。

2番目、施設利用の向上ということで、日田市スポーツツーリズム推進事業として合宿誘致をしておりますけれども、特に夏場の合宿になると総合体育館のエアコン使用料が高いということで、スポーツ施設の料金の検討をお願いしたいというご意見をいただいたところでございます。考え方としまして、日田市スポーツツーリズム推進事業についての目的等を記載し、総合体育館の空調については、どのような負担が望ましいか検討を進めるという考え方を示しております。この意見につきましては、本計画の変更等は行わないこととしております。

3番目の人工芝サッカー場の新設・整備について、本計画に記載してもらいたいというご意見をいただいたところでございます。考え方としましては、本市における市民スポーツの推進に向けた環境整備は大変重要であると認識しており、計画的に施設等の改修に取り組んでいること、それから新たな施設整備には多額の費用を要し、記載のような総合的な判断が必要となるということで、まずは、現状の施設を有効に活用しながら、関係団体と協議する必要があるとしております。この意見につきましても、本計画の修正等の変更をしないこととしております。

次のページですが、こちらも施設利用の向上の関係でございます。サッカー大会でのグラウンドが不足しているということでございます。市内でサッカーができる施設としましては、陸上競技場、萩尾公園自由広場がございますけれども、陸上競技場及び萩野公園自由広場につきましては制約があり、実際に使用できる条件等を示しております。この二つにつきましては、サッカー大会

ができるよう、よりよい利用が推進できるよう指定管理者ととも に努めてまいることとしております。これにつきましては本計画 の変更等は行わないこととしております。

最後に、ラグビーの練習を芝のグラウンドで行いたいということでございます。先ほど申しましたように、陸上競技場、萩尾公園自由広場につきましては、使用規定がございますので、重複した回答になりますけれども、適切な施設の提供ができるよう、指定管理者とともに努めてまいるということとしております。これにつきましても計画の変更等は行わないこととしております。

次に、別冊4-2をお願いいたします。

パブリックコメント実施後に修正した箇所でございます。 4 つございますが、上3段につきましてはパブリックコメントには関係のない修正箇所でございます。

1段目ですが、ご覧の3項目についてページ数が誤っておりましたので、変更後のページ数に修正を行うものでございます。

2段目につきましては、今年度佐賀で行われます国民スポーツ 大会の愛称が間違っておりまして、正しい表記への変更をしてお ります。

3番目につきましては、日田市教育大綱が令和4年3月に改定 をしておりましたので、「改定予定」を「改定」に変更するもの でございます。

4番目につきましては、先ほど申しましたように、下線部を追記して計画を変更するものでございます。

以上ご説明した内容につきまして、別冊4のとおり第2期日田 スポーツ計画後期計画を策定するものでございます。

私からは以上でございます。

教 育 長

ただいま説明のありました議案第 I 8号について、ご質疑等ご ざいますでしょうか。

古田委員

芝生のことはずっと前から言われていて、日田市は芝生のグラウンドがなくて、萩尾公園のサッカーはいいけれど何でラグビーは駄目なのかなと前から思っていましたし、堅いグラウンドにトライするのは本当に痛々しいのですけれど、芝生についてはやはり検討の余地なしということですか。

スポーツ振興課長

萩尾公園自由広場も陸上競技場のフィールド内についても天然 芝でございますので、養生費が必要となるということがございま す。それから陸上競技場につきましては、陸上競技用の芝をして いるため、成人のラグビーなどはスクラムを組むとすぐに芝がは げてしまうということで、中々厳しい面があるということでござ います。

パブリックコメントにありました小学校、中学校についてはそこまでスクラム等はしないと思いますので、指定管理者等とどのようにしたら使えるかということを今後協議させていただきたいと考えております。

古田委員

小学生や幼稚園児のラグビーは、すごく体にとっていいんです よ。芝生も傷つけない程度なので、何か前向きな回答で、少しで も寄り添ってもらえたらなと思います。

スポーツ振興課長

小学生などはあまりスパイクを使わない感じですので、繰り返 しになりますが、協議をさせていただきたいと思います。

教 育 長

4番と5番については、指定管理者とともに努めてまいりますとなっていますが、今の回答でいくと「協議」という言葉が出てきましたが、その辺りはいかがですか。

スポーツ振興課長

現状ではこういった感じしか使えませんということがありますので、それをどうやったら使えるのかということを協議させていただいて、利用の機会を拡大させていきたいということで、「努めてまいります」という言葉を使わせていただいたところです。

教 育 長

そのほかいかがでしょうか。それでは、採決に移ります。

議案第18号につきまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、議案第 | 8号 第 2 期日田市スポーツ推進計画後期 計画の策定については、原案のとおり可決されました。

議案第19号について説明をお願いします。

学校給食課長

議案第 | 9号 日田市学校給食費条例施行規則の一部改正についてご説明させていただきます。

資料は40ページからとなりますが、50ページから概要をま とめておりますので、50ページをお願いいたします。

改正の理由でございます。物価高騰に伴う賄材料費の増加に対応するため、学校給食費の額を改定するほか、日田市学校給食費 条例の一部改正に伴う規定の整備等を行うための改正となります。

- 「2」に根拠法令であります学校給食法及び日田市学校給食費 条例の根拠条文を記載しております。
 - 3、改正の内容についてでございます。
- (I)としまして、令和6年度より学校給食費の額の改定をしております。令和4年度、5年度と国の交付金等を活用し、物価高騰分に対し、保護者からの負担を求めず対応してきたところでございますが、令和6年度からは給食費の改定を行うこととしております。改定後の給食費の額につきましては、賄材料費の令和3年度の単価を基準単価として、令和6年度の物価上昇分までを見込み、上昇率としましては、1.15倍でございます。

小学生は4,200円から4,900円に、中学校につきましては4,700円から5,500円に、それぞれ増額改定となります。なお、令和6年度からは児童生徒の学校給食費は無償化となりますが、改定後の学校給食費の徴収対象としましては、教職員、学校給食課職員など、また、日田支援学校や生活保護世帯等になります。

- (2)日田市学校給食費条例の一部改正に伴う規定の整備でございます。学校給食費条例の改正において、第5条として学校給食費の無償化に関する規定を追加したことに伴いまして、規則において引用する条項の整備を行いました。また、学校給食の無償化に伴い変更となる事務手続等の規定につきましても、あわせて整備したところでございます。
- (3)では、学校給食の停止に関する規定及び様式の追加等の整備を行ったところでございます。

施行の時期は、令和6年4月1日からでございます。 以上でございます。

教 育 長

ただいま説明のありました議案第19号につきまして、ご質疑 等ありますでしょうか。よろしいですか。

議案第 | 9号につきまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

議案第19号 日田市学校給食費条例施行規則の一部改正については原案のとおり可決されました。

それでは、議案第20号について説明をお願いします。

学校給食課長

議案第20号 日田市学校給食費給付金支給要綱の制定についてご説明させていただきます。資料は52ページをお願いいたします。学校給食費の無償化に伴いまして、新たな制度を設けることとしております。

第 | 条の目的でございます。学校給食費の無償化にあたり、食物アレルギーを理由に学校給食の提供を受けられない児童又は生徒の保護者に対し、学校給食費給付金を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減し、児童生徒の心身の健全な発達を促すとともに、教育環境の一層の充実を目的としております。

第3条の支給対象者でございます。給付金の支給対象者につきましては、日田市内に住所を有する保護者のうち、(I)本市が設置する小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒の保護者で、ア、食物アレルギーを理由として、学校給食の申込みにおいて牛乳以外の給食の申込みをしていない者、イ、牛乳アレルギー等を理由として、学校給食の申込みにおいて牛乳の申込みをしていない者となります。

(2)としまして、学校教育法に規定する特別支援学校の小学部又は中学部に在籍し、学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者となります。

(3)としまして、地方自治法及び学校教育法による教育事務の委託によって市外の学校に通い、学校給食の提供を受けている児童又は生徒の保護者、そして(4)としまして、その他特に支給することが適当であると教育委員会が認める者という区別をしております。

第4条の給付金の額でございます。給付金の額は、学校給食費に相当する額としまして、小学生は5万3,900円、中学生は6万500円を上限として支給を行います。

施行の時期につきましては、令和6年4月1日からとしております。

私からは以上でございます

教 育 長

ただいま説明のありました議案第20号につきまして、ご質疑 等ございませんでしょうか。

荒 川 委 員

今後、フリースクールなどで給食が出る場合とか、将来的なこととして、こういった支援をするお考えはありますか。

学校給食課長

あくまでも日田市立の小学校と中学校ということに現在はしておりますが、今後そういった状況になった場合については、その時点で検討させていただくことになると思います。

教育 長

そのほかいかがでしょうか。

それでは採決に移らせていただきます。

議案第20号につきまして、原案のとおり可決してよろしいで しょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

議案第20号 日田市学校給食費給付金支給要綱の制定については、原案のとおり可決されました。

では次に、協議事項について説明をお願いします。

文化財保護課長

日田市文化財保存活用地域計画案についてご説明をいたします。配付資料のうち、別冊5に概要版がございます。別冊5は二つお手元にあろうかと思いますが、改めて本日お配りしました差替えの別冊5をご用意いただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。ここでは計画の作成と背景、地域計画の位置付け、計画期間、計画の対象の4項目がございますが、一括してご説明いたします。

近年、高齢化や人口減少などにより、文化財の減失や、保存・継承が困難となっておりまして、文化財を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。そのような中、平成30年に文化財保護法が改正され、市町村においては文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画の作成が可能となったものでございます。

このことから本計画を策定し、計画的に取組を進めることで、 継続性・一貫性のある文化財の保存と活用が一層促進されること を目的として、令和3年度から市民や学識経験者が参画する日田 市文化財保存活用地域計画協議会や、関係部署で構成する庁内部 会を立ち上げ、本計画の作成に取り組んでまいりました。

資料の中にはございませんが、令和5年 | 2月現在、全国では | 3 9 市町村の地域計画が文化庁の認定を受けており、県内では 竹田市、宇佐市、佐伯市が既に認定を受けております。

次に、地域計画の位置付けにつきましては、文化財保護法の第 I 8 3 条の 3 を根拠法令としており、この規定に基づく法定計画 として作成し、本市が目指す目標の実現に向けた中長期的な基本 方針を定めるマスタープランと、短期的に取り組む具体的な内容を示したアクションプランとなっております。

計画期間につきましては、市の総合計画と連動した期間とするため、令和7年度から令和 | 7年度までの | 1年間となります。

計画の対象につきましては、本計画では文化財保護法に基づく 指定等の有無、有形・無形を問わず、地域に残る豊かな自然、ふ るさとの歴史と伝統に育まれた全ての文化財を対象とし、その調 査・保存に努め、あわせて教育や観光など様々な分野での活用を 図ることによって、貴重な文化財を市民の財産として後世に伝え ていくことを目指してまいります。 2ページをお願いいたします。日田市の文化財の概要について 説明をいたします。

文化財の概要について詳細の説明は割愛いたしますが、現在、 市内に所在する指定等文化財の数は、一覧表のとおり I 8 6 件で あり、今回策定作業の中で把握することができた未指定文化財の 件数は、現時点で I,35 I 件となっております。今後、未指定 文化財の件数につきましては、調査により増加していくものと考 えております。

続いて4ページをお願いいたします。日田市の歴史文化の特性 でございます。

地域計画を策定するに当たりましては、国が示した作成の指針により作業を進めておりますが、中でも重要項目の一つがこの歴史文化の特性となります。ここでは一部の文化財の写真にとどまっておりますけれども、本市の歴史文化を語る上で核となる四つのテーマを設定しておりまして、先にご説明いたしました全ての文化財がいずれかのテーマに属することとなります。

次に、5ページの文化財の保存活用に関する基本理念・基本方針についてですが、基本理念につきましては「ふるさとの宝を未来へとつなげる~歴史を守り 伝統を受け継ぐまち ひた~」といたしまして、三つの基本方針については、大分県文化財保存活用大綱に基づき、「文化財を『知る』『守る』『活かす』」の三つの方針として定めております。

次に6ページをお願いいたします。先の三つの基本方針に対する現状と課題をこのように整理しておりますが、その上で次の7ページにございます「文化財の保存・活用に関する措置」として、計画期間内に実施いたします措置を設定したところでございます。ここでお示した事業は、計画案に記載する一部に過ぎませんので、この点につきましては、お手元の別冊5-2の75から85ページの間で少しだけ説明をさせていただきます。

資料としては83、84ページをお開きいただければと思います。基本理念の実現のため、計画期間内に実施又は検討する措置につきまして記載しております。措置の一覧の中には、文化財保護課だけでなく他の部署や民間等が既に取り組んでいる事業なども記しているところでございます。83ページを見ますと、通し番号59番から始まっておりますが、この中で60番についてはスポーツ振興課の事業、61、62ページなどは観光課に関係する事業、また、66番は健康保険課、67番の空き店舗等については建築住宅課、また84ページの70番は農業振興課、71番は都市整備課と、文化財保護課以外の各課の事業についても文化

財と関係する事業について、一覧で掲載しているところでござい ます。

それでは概要版の資料7ページにお戻りいただきたいと思います。7ページの下の段には、文化財の総合的・一体的な保存と活用を進めていく上で、地域の多種多様な文化財を歴史的・地域的関連性に基づくテーマや物語として捉えたもの、これを関連文化財群と制度上言っておりますが、本市における歴史文化の四つの特性を踏まえながら、五つの関連文化財群を設定いたしました。この関連文化財の紹介についても、構成文化財として幾つかの文化財の名称を挙げておりますが、全ての文化財の一覧については、先ほどの別冊5-2の第7章として記載がございますので、後ほどご覧いただければと思います。

最後に概要版の8ページでございます。文化財の防災・防犯から始まっておりますが、これまでも東日本大震災や能登半島地震を始め、当市においても度重なる水害等により多くの貴重な文化財が被災しております。本計画においても文化財の防災・防犯の章を設けるほか、市民共有の財産である文化財を将来につなげていくため、文化財の保存活用の推進体制をページの下の段に記載しているところでございます。

計画の内容説明については以上でございますが、原案につきましては、今週月曜日の25日にご審議いただきました庁内の政策調整会議や、本日の教育委員会でのご意見を踏まえて最終調整を行い、令和6年4月15日から5月14日までの間でパブリックコメントの実施を計画しております。その後、パブリックコメントでの意見集約を行い、本年6月の日田市文化財保存活用地域計画協議会による最終協議を経て、6月期の定例教育委員会においても最終案の報告を行わせていただく予定としております。

市教委といたしましては、7月に日田市文化財保護審議会への 諮問・答申を経て、8月には国への認定申請を行い、I2月の認 定を目指してまいります。

私からの説明は以上です。

教 育 長

ただいま説明のありました協議事項につきまして、ご質疑等ご ざいませんでしょうか。

今回の地域計画については、文化財の保存ということもありますが、活用ということにかなり重きを置いた地域計画になっていると理解してよろしかったですか。

文化財保護課長

そのとおりでございまして、先ほど別冊の5-2の83ページ

から84ページでご紹介したページが、正に文化財を活かすという項目のところでございます。今の現状や課題を踏まえて、活用 に向けて大きく動き出すための計画だと認識しております。

教 育 長

最終調整に向かうということですので、皆さん方から何かございますでしょうか。

少し分量も多くございますので、またお気づきの点等がございましたら、ご意見をお寄せいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは協議事項 日田市文化財保存活用地域計画(案)につきましては、原案どおり手続を進めてください。

続いて報告事項について説明をお願いします。

報告第4号についてお願いします。

書記

議案集の61ページをお願いいたします。

報告第4号 令和6年2月期寄附採納についてでございます。

地区寄附の採納が I 団体 2 名 3 件でございまして、 I 件目は前津江町の梶原公人様から前津江小学校と前津江中学校へ、灯油購入費として 5 万 5,000円のご寄附をいただいております。

梶原さんはご自身が小学校や中学校のとき、火鉢で暖をとり、 とても寒い思いをしたことから、少しでも児童生徒に暖かく学校 生活を送ってほしいということから、昨年度に引き続き、ご寄附 いただいたものでございます。

2件目は、田中建設株式会社様から南部中学校へ、朝日写真 ニュース | 年間分、4万円相当のご寄附をいただいております。 同社からは平成6年から継続してご寄附をいただいているところ でございます。

3件目は、三河町の水之江泰生様から小野小学校へ、香典返し として3万円のご寄附をいただいております。

次に一般寄附の採納は3団体 | 名4件でございまして、 | 件目は公益社団法人日田玖珠法人会様から市内各小学校の令和6年度新 | 年生に対しまして、防犯ブザー470個、3 | 万8, | 90円相当をご寄附いただいております。日田玖珠法人会様からは、平成2 | 年度から継続してご寄附をいただいております。

2件目は、九州労働金庫日田支店様から市内各小学校の現 | 年生へ、反射マスコット508個、相当額は不明でございますが、 九州労働金庫様が実施する「未来を担う子供を守る」社会貢献活動の一つとしてご寄附いただいたものでございます。

3件目は、特定非営利活動法人本物の伝統を守る会様から教育

委員会へ、日田オリジナル瓦の金型 I O点、72万7,650円相当をご寄附いただいております。この金型は、江戸、明治、大正、昭和時代の瓦の金型でございまして、市の歴史資料として活用してもらいたいとのことでご寄附していただいたものでございます。

4件目は、中本町の養父信義様から教育委員会へ、明治時代の 隈町大火の焼残瓦3枚を市の歴史資料として役立ててほしいとい うことで、ご寄附いただいたものでございます。

2月につきましては、以上7件、金額が8万5,000円、物品相当額が108万5,840円で、合計117万840円のご寄附をいただいております。

報告第4号につきましては以上でございます。

教 育 長

ご寄附誠にありがとうございます。次に報告第5号についてお 願いします。

学校教育課長

別冊6と右上に記載している冊子をご準備ください。

報告第5号 令和5年度 | 月日田市実施分学力調査の結果についてでございます。 | ページをお願いいたします。

本調査でございますが、本年度は令和6年1月12日金曜日に 実施いたしました。調査対象学年と受験者数については、ご覧の とおりでございます。用語の説明の中で「標準スコア」という表 記がございます。全国の正答率を50と見たときの日田市の平均 正答率の換算値、いわゆる偏差値と捉えていただければと思いま す。

2ページをご覧ください。調査結果の概要でございます。

一点訂正がございます。 2ページ中学校の表の中で、 R 4標準スコアの左から 2番目、社会が 5 I となっておりますが、ここは本来ならば黒く塗る部分でございますが、白になっておりました。網かけが抜けておりますので、申し訳ございませんが、数値は 5 I で正しく、網かけが抜けているという訂正でございます。

これらの表の見方についてですが、各学年の上段のR5の標準スコアが、今年度の結果でございます。その下のR4標準スコアは、同一集団の昨年度の数値となります。したがいまして、小学校2年生であれば、R4標準スコアはI年生のときの標準スコアと捉えていただければと思います。

小学校 | 年生につきましては、昨年度は入学前ですので、R 4標準スコアはございません。また、4年生につきましては、3年生までは国語と算数のみの受験となりますので、社会と理科の前

年度の数値はございません。網掛けの部分が全国値以上、いわゆる偏差値50以上となっております。

まず、小学校からです。

全体的な結果としましては、調査実施教科数が | 年生から6年 生まで | 8教科ございますが、このうち全国値以上が | 2教科 で、昨年度の | 5教科と比較すると減少しております。

具体的な評価ですが、算数については全ての学年で3年連続偏差値50を上回っております。また、国語は3年生が49と50をやや下回っておりますが、その他の学年は全国値以上となっております。これは算数の教科担任制の導入や、校内での組織的な国語の研究が行われたことと、読み書き計算といった基礎的な力の定着に力点を置いて小学校が指導を行った結果と捉えております。

一方、理科につきましては、4年生から6年生で49ということで、課題が確認されております。

続いて中学校です。全国平均以上の教科数は令和5年度が I O 教科中3 教科であり、昨年度の6 教科と比較して減少しております。一昨年度が3 教科でありましたので、一昨年度と同様の状況となっております。

具体的な評価で見ますと、2年生については全国平均を全ての教科で下回っており、課題が見られました。これまで中学校になったら数値が下がるという傾向でありましたが、中学校 | 年生については、小学校6年生時と比較して、国語は定着状況が改善しております。中学校では、理科、特に英語において厳しい結果が出ておりますので、来年度も引き続き強化指導に力を入れてまいりたいと考えております。

3ページ、4ページ、5ページにつきましては、同一集団の経年比較となっておりますので、ご参考にしていただければと思います。

6ページをお願いします。現状と分析でございます。

小学校につきましては、現状の結果と成果・課題の見られた問 題内容についてはご覧のとおりです。

7ページの分析をご覧ください。二つ目の丸にありますよう に、国語は全学年で「文章を書く」が全国平均を上回っており、 日記や作文における日々の指導の成果が認められます。

一方、三つ目と五つ目の丸、全国平均を下回った5、6年の社会、4年から6年の理科については、全体的に用語の定着等、基礎的な部分、知識・技能に課題が見られました。

続いて8ページの中学校です。同じように結果や課題になった

問題内容についてお示ししております。

9ページをお願いいたします。分析の | 番上の丸、国語は 6 年連続で | 年生の標準スコアが全国平均を上回っております。安定した状況が続いております。特に書くことについては、 2 年生も含めて力が定着しております。

一方、丸の五つ目ですが、 I、 2年生の英語には大きな課題が 見られました。正しく「書く」「読む」といった知識、技能面、 それから大まかに内容を捉える、不十分な文章でもこれまで学習 した単語を使用して、相手に伝える等の思考・判断の力を育成す るための計画の作成と、 I 時間ごとに付けたい資質能力を明確に した授業の推進が更に必要と考えております。

9ページの下のこれらを踏まえた今後の取組についてでございます。大きな柱として二つありますが、一つ目は、当該学年での学習内容の年度内での確実な定着を図るための取組です。

年度内に定着が不十分な単元や領域についての補充学習をこれまで行ってまいりました。四つ目の丸で春休みの課題、宿題については、各学年の学習内容とあわせて、今回の調査結果で十分でない学習内容についても内容として課しております。

今後は、先日の総合教育会議の中でも話題になりました、家庭 との連携ということが不可欠と考えておりますので、家庭学習等 についても工夫をしてまいりたいと考えております。

二つ目の柱は、本年度当初から行っております日田市学力向上の取組の継続でございます。これにつきましては、付けたい力を 意識した密度の濃い授業への改善、補充学習等の取組を進めてま いりましたが、来年度も継続してまいりたいと考えております。

今回の結果を受け、これまでは中学校から学力定着状況に差が出てくる傾向がありましたが、小学校5年生段階から定着状況に差が生じてきていると認識しております。小学校の高学年になり、問題が少し複雑化、高度化してくる中で、これまでの一斉学習では中々定着できない児童生徒が増加していること、そのためには、それぞれの得意分野を生かした小学校教科担任制の推進、中学校教科の複数学年担当による若手とベテランの組織的な指導、AIドリルを積極的に活用した個別最適な学びの推進が求められると考えておりますので、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上でございます。

教育 長

ご質疑等につきましては、後ほど一括してお受けしたいと思います。

続いて、本日配付されました追加議案集、報告第6号について 説明をお願いします。

教育総務課長

本日お配りした日田市教育委員会議案集(追加)と書かれた議 案集の | ページをお願いいたします。

報告第6号 行政職員の人事異動について、日田市教育委員会 事務委任規則第4条の規定に基づき、令和6年3月22日付けで 専決処分を行った日田市教育委員会職員の人事異動についてご報 告いたします。

2ページをお開きください。令和6年3月31日付けの人事異動でございます。退職は2名で、博物館の行時館長は退職、淡窓図書館渡辺主査が再任用退職でございます。

次に、令和6年4月 | 日付人事異動でございます。初めに、市 長部局への転出は、髙倉教育次長はじめ | 3名でございます。

4ページに移りまして、市長部局からの転入が博物館長の長澤 正之をはじめ I I 名でございます。

次に5ページの教育庁内への異動ですが、文化財保護課の吉田 課長の咸宜園教育センター所長兼世界遺産推進室長への異動をは じめ6名でございます。

その下の昇格につきましては、私を含め3名でございます。

6ページに移りまして、採用は新採用職員が | 名、再任用職員が | 名でございます。

次に、割愛採用教職員の人事異動でございますが、割愛採用とは、採用が困難な職種や専門的な能力を持った職員に、一定の期間、市の行政に尽力してもらうために行うもので、所属組織を一旦退職して市で採用するものでございます。

教育庁では現在、学校教育課長、学校教育課指導係主幹総括、 教育センター主幹総括及び人権・部落差別解消教育課長の4名が 割愛採用職員であり、そのうち、記載の伊東人権・部落差別解消 教育課長が退職して、五馬中学校校長として学校現場に戻り、後 任は朝日小学校教頭の杉野淳太郎が人権・部落差別解消教育課長 となります。

7ページをご覧ください。自治法派遣教職員の人事異動でございます。退職は、学校教育課諌山指導主事で、光岡小学校教頭として転出されます。採用は、桐野愛が大分大学教育学部附属小学校指導教諭から学校教育課指導主事として転入されます。

報告第6号については以上でございます。

教 育 長│ 報告につきましては以上となりますが、ただいまの報告につき

まして、何かご質疑等ございますでしょうか。

それではないようでございますので、報告については以上となります。その他についてお願いします。

教育総務課長

4月期の定例教育委員会の日程についてでございます。

4月24日水曜日、 | 3時30分から勉強会、 | 5時から定例 教育委員会でお願いしたいと思います。

教 育 長

4月期定例教育委員会の日程は、ただいまの説明のとおり4月 24日水曜日ということでございますが、よろしいでしょうか。 それではそのようにお願いいたします。その他何かございませ んでしょうか。

佐々木委員

先日、新聞紙上に先生と生徒の意識調査の結果が出ていました。そのことについて、何か感想や教育庁内で話題になったことなどはありますか。

教 育 長

新聞記事が出る前ですか。それとも出てからということですか。出てからは、まだ分析をしているところだと思いますので、直接的に何か協議したということは、まだありません。

佐々木委員

把握はしているのかなと思ったところです。

教 育 長

今、そのことついて何か具体的に協議や検討をしている訳では ありませんけれども、先日の議会でもご質問いただいたように、 規範意識の低下など市内の状況についても少し関連するところが あるのではないかと、学校関係者も新聞記事を読んで想像してい るのではないかと私は思っております。

そのほかよろしいでしょうか。

その他ご意見がなければ、以上で3月定例教育委員会を閉会い たします。

長時間お疲れさまでした。

終了時刻:午後5時4分